

法曹養成制度改革連絡協議会（第5回）

2016年10月17日（月）午後1時30分～

日本弁護士連合会 配布資料

1. 国・自治体・福祉等

1-1	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 (2016年10月1日現在・日弁連調べ)	P. 1
1-2	法律サービス展開本部自治体等連携センター関連のイベント等の開催状況について(2016年4月1日以降)	P. 5
1-3	包括外部監査人の就任状況について (2015年度・日弁連調べ)	P. 6
1-4	行政連携のお品書きマップ (2016年10月1日現在・日弁連調べ)	P. 7
—	第二東京弁護士会「自治体向けサービス一覧」	別冊
—	群馬弁護士会「行政連携のお品書き」	別冊

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2016年10月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③	
1 弘前市(青森県)	経営戦略部	1	1
2 岩手県	総務部法務学事課	1	1
3 宮古市(岩手県)	総務部総務課	1	1
4 花巻市(岩手県)	総合政策部総務課	1	1
5 山田町(岩手県)	建設課	1	1
6 宮城県	総務部私学文書課	1	1
7 石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
8 気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
9 東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
10 福島県	総務部文書法務課	1	1
11 郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
12 相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
13 南相馬市(福島県)	復興企画部原子力損害対策課	1	1
14 浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
15 つくば市(茨城県)	市長公室	1	1
16 栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
17 小山市(栃木県)	総務部行政経営課	1	1
18 沼田市(群馬県)	総務部総務課	1	0
19 さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	1
20 川越市(埼玉県)	総務部総務課	1	1
21 所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
22 草加市(埼玉県)	総務部	1	1
23 千葉県	総務部政策法務課	4	2
24 船橋市(千葉県)	総務部法務課	1	1
25 市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
26 流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
27 東京都	総務局	6	2
	産業労働局	1	0
	労働委員会事務局	3	2
	合 計	10	4
28 特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	4	2
29 文京区(東京都)	総務部総務課	1	0
30 大田区(東京都)	総務部	1	1
31 板橋区(東京都)	総務部	1	1
32 葛飾区(東京都)	総務部	1	1
33 青梅市(東京都)	総務部	1	1
34 調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
35 町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
36 国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	2	2
37 国立市(東京都)	政策経営部収納課兼行政管理部情報管理課	1	1
38 多摩市(東京都)	総務部	1	1
39 西東京市(東京都)	総務部総務法規課	1	1
40 神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
41 横須賀市(神奈川県)	総務部行政管理課	1	1
42 平塚市(神奈川県)	行政総務課	1	1
43 茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	1	1
44 逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
45 厚木市(神奈川県)	教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
46 新潟県	総務管理部法務文書課	1	1
47 新潟市(新潟県)	総務部法制課	1	1
48 富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課	1	1
49 長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1	0
50 岐阜市(岐阜県)	行政部行政課	1	1
51 鳥田市(静岡県)	行政経営部経営管理課	1	1
52 名古屋市(愛知県)	児童福祉センター中央児童相談所	1	1
	西部児童相談所	1	1
	合 計	2	2
53 岡崎市(愛知県)	総務部総務文書課	1	1
54 春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
55 豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
56 三重県	総務部法務文書課	1	1
57 四日市市(三重県)	総務部総務課	1	1
58 松阪市(三重県)	総務部債権回収対策準備室兼総務課	1	1
59 名張市(三重県)	総務部	1	1
60 多気町(三重県)	総務税務課	1	1
61 南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
62 大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
	福祉局生活福祉部保険年金課	2	2
	総務局行政部行政課	4	0
	合 計	7	3
63 堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	1	1
64 高槻市(大阪府)	法務課	1	1
65 茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③	
66 寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
67 河内長野市(大阪府)	総務部総務課	1	1
68 松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
69 兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
	企画県民部管理局職員課	1	0
合計		2	0
70 姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	2	2
71 明石市(兵庫県)	政策部市民相談室	2	2
	総務部総務課	1	1
	教育委員会事務局	1	1
	福祉部	1	1
	こども未来局こども総合相談センター	1	1
	財務部税務室債権管理課	1	1
合計		7	7
72 伊丹市(兵庫県)	総務部法務室	1	1
73 奈良市(奈良県)	総務部法務ガバナンス課	1	1
74 和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1
75 和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
76 橋本市(和歌山県)	総務部債権回収対策室	1	1
77 岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課	1	0
78 赤磐市(岡山県)	総務部総務課	1	1
	総合政策部秘書企画課	1	1
合計		2	2
79 福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	2	2
80 東広島市(広島県)	総務部総務課	1	1
81 廿日市市(広島県)	総務部総務課	1	1
82 山口県	総務部学事文書課	1	1
83 長門市(山口県)	企画総務部総務課	1	0
84 阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
85 高松市(香川県)	総務局コンプライアンス推進課	1	1
86 北九州市(福岡県)	総務企画局総務部	1	1
87 福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	0
	総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課	1	1
合計		2	1
88 古賀市(福岡県)	総務部総務課	1	0
89 糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
90 長崎県	総務部総務文書課	1	1
91 長崎市(長崎県)	総務局総務部総務課	1	1
92 熊本市(熊本県)	総務局行政管理部法制課	1	0
93 大分県	教育庁教育改革・企画課	1	0
94 宮崎市(宮崎県)	総務部総務法制課	1	0
95 小林市(宮崎県)	総務部	2	2
96 鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1
97 鹿屋市(鹿児島県)	総務部総務課	1	1
98 南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課	1	1
＜自治体数計 98＞			
総計		134	107

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート、独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数。
※注②. 内訳は、弁護士登録者(79名)、採用に伴う登録取消者(39名)及び司法修習終了後の未登録者(16名)である。
※注③. 人数欄の右側の数値は、任期付職員の人数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

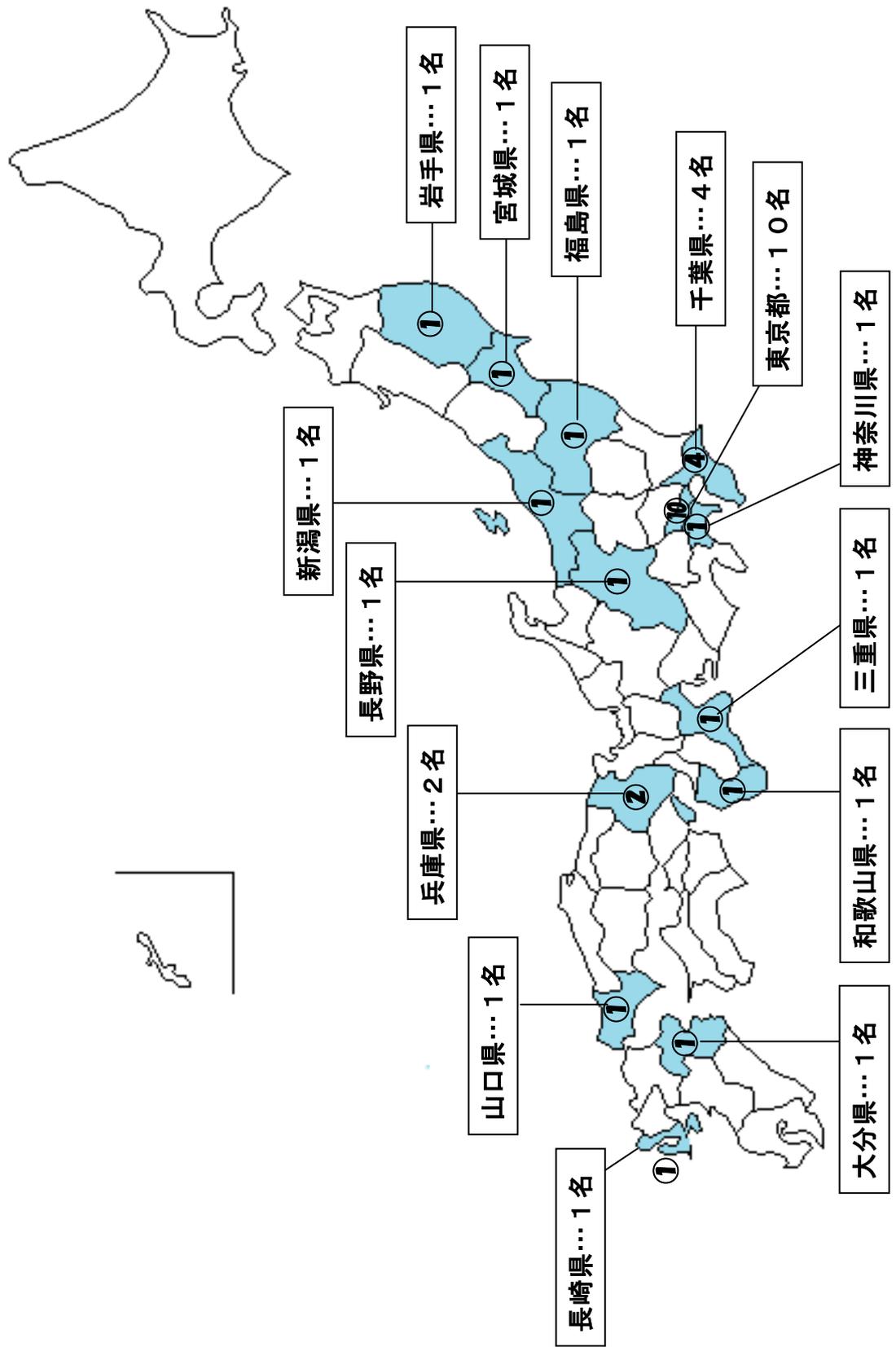
(2016年10月1日現在 日弁連調べ)

年度	採用実績	人数
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1 ・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山市:1 ・岩手県:1・宮城県:1・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1 ・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1 ・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1・大分県:1	33
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1 ・和歌山県:1・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1 ・千葉県:1・鳥取県:1	27
2015	・宮古市:1・南相馬市:1・小山市:1・川越市:1・特別区人事・厚生事務組合:1・町田市:1・新潟市:1・富山市:1・岐阜市:1・名古屋市:1 ・大阪市:4・鳥取県:1・福山市:1・長門市:1・高松市:1・長崎県:1・東京都:1・奈良市:1・古賀市:1・廿日市市:1・山田町:1 ・河内長野市:1・東広島市:1・宮崎県:1・赤磐市:2	29
2016	・花巻市:1・宮城県:1・石巻市:1・東松島市:1・相馬市:1・草加市:1・千葉県:1・船橋市:1・流山市:1・東京都:1・板橋区:1・葛飾区:1 ・青梅市:1・調布市:1・平塚市:1・島田市:1・名古屋市:1・豊田市:1・三重県:1・四日市市:1・南伊勢町:1・松原市:1・姫路市:1 ・橋本市:1・福岡市:1・茅ヶ崎市:1・熊本市:1・つくば市:1・厚木市:1・東京都:1・国分寺市:1・横須賀市:1・新潟県:1・鹿屋市:1 ・気仙沼市:1・市原市:1・岡崎市:1・伊丹市:1・長崎県:1・浪江町:1・所沢市:1・大田区:1・西東京市:1・小林市:2	45

【注】※注①. 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

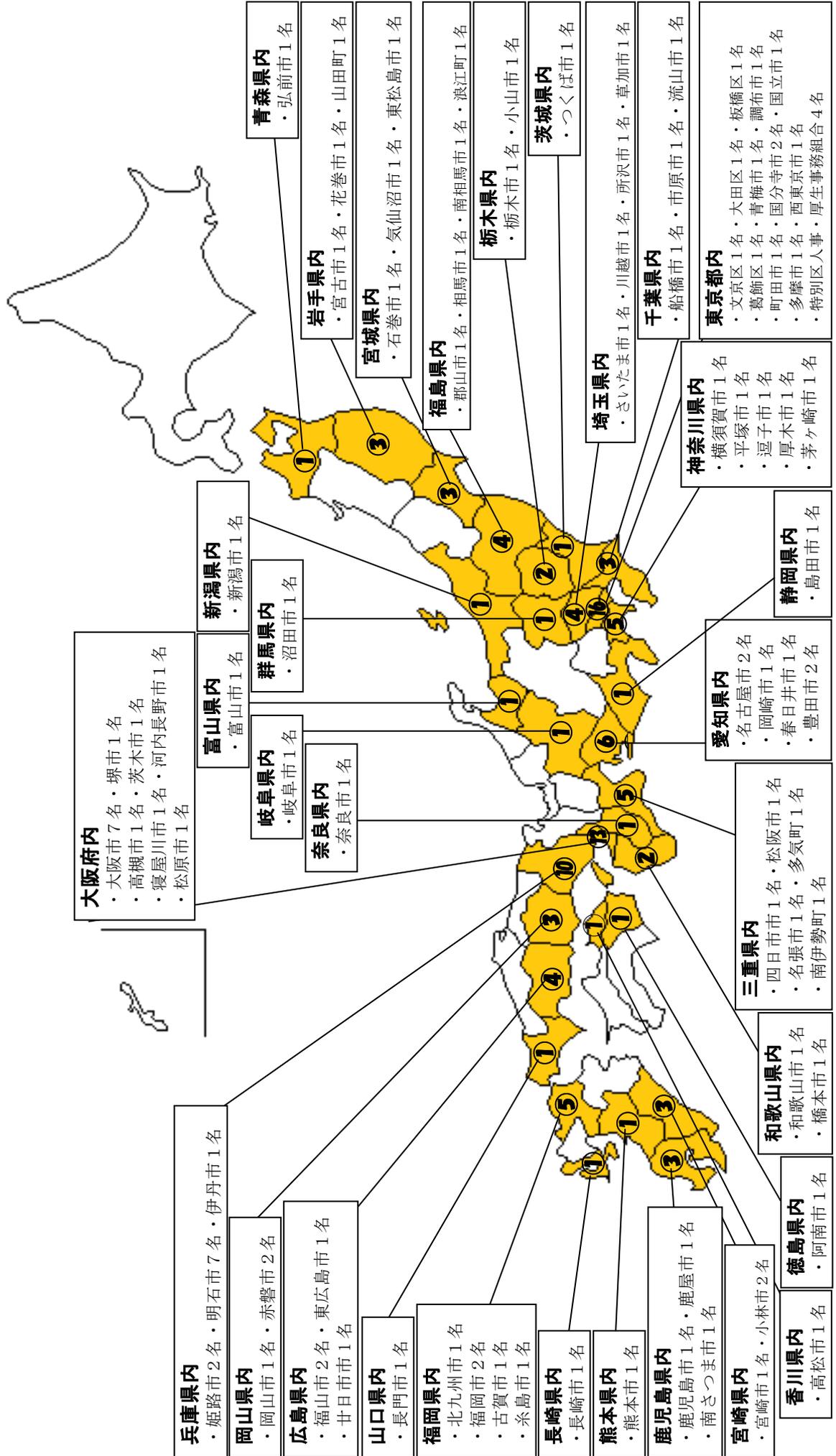
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2016年10月現在、日弁連調べ ※14都県において27名在籍 (うち15名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2016年10月現在、日弁連調べ ※84市区町村(一部事務組合含む)において107名在籍(うち92名任期付職員))



法律サービス展開本部関連のイベント等の開催状況について(2016/4/1～)

■自治体等連携センター関連

開催日	イベント名	会場	備考
2016年5月12日	国会議員政策担当秘書説明会	東京	日本弁護士政治連盟共催
5月13日	包括外部監査人九州研修会	福岡県	九州弁護士会連合会、福岡県弁護士会共催
5月18日～ 5月27日	自治体任期付公務員任用セミナー	東京・大阪・愛知県・福岡県	大阪、愛知県、福岡県弁護士会共催
6月11日	2016年度包括外部監査人等経験交流会	群馬	群馬弁護士会共催
6月20日	第2回条例制定支援実務研修①	東京・全国	
6月27日	第2回条例制定支援実務研修②	東京・全国	
7月4日	モデル条例案から考える、地域で進める子どもの貧困対策セミナー	東京・全国	公益財団法人日弁連法務研究財団共催
7月28日	ライブ実務研修「包括外部監査人の実務(実践編)」	東京・全国	
8月9日	空き家対策セミナー in 広島	広島	主催:広島弁護士会 共催:中国地方弁護士会連合会
9月12日	公金の債権回収業務に関する法務研修	岐阜県	主催:岐阜県弁護士会、総務省公共サービス改革推進室
10月26日	シンポジウム「よりよい地方自治の実現を目指して～自治体と弁護士の連携の実践」	東京	関東弁護士会連合会、関東弁護士会連合会管内弁護士会共催
11月19日	第3回自治立法に関する研修会	東京・全国	
12月20日	第2回公金債権の放棄・減免に関するセミナー	大阪・全国	共催:大阪弁護士会 後援:総務省(予定)

包括外部監査人の就任状況について(2015年度)

外部監査は、従前の監査制度の問題点として指摘されてきた、監査機能の専門性と独立性を強化することによって、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的として導入されたもので、包括外部監査と個別外部監査がある。都道府県、政令指定都市及び中核市では、包括外部監査が義務づけられており、その他の地方公共団体においても、条例で制定することによって導入が可能となる。

包括外部監査人には、地方自治法上、弁護士、公認会計士、実務経験者のほか、税理士も就任することができることになっており、包括外部監査人は補助者を選任することができる。

ほとんどの地方公共団体では、包括外部監査人に公認会計士が選任されており、弁護士が選任されているのは、全体の1割程度となっている。日弁連では、より多くの弁護士が包括外部監査人に選任されるよう、研修の実施等の各種取組を行っている。

【資料1】 2015年度の包括外部監査人 資格別の人数

	(人)	(割合)
弁護士	11	9%
公認会計士	103	87%
税理士	5	4%
総数	119	

(注) 1. 日弁連調べによる。

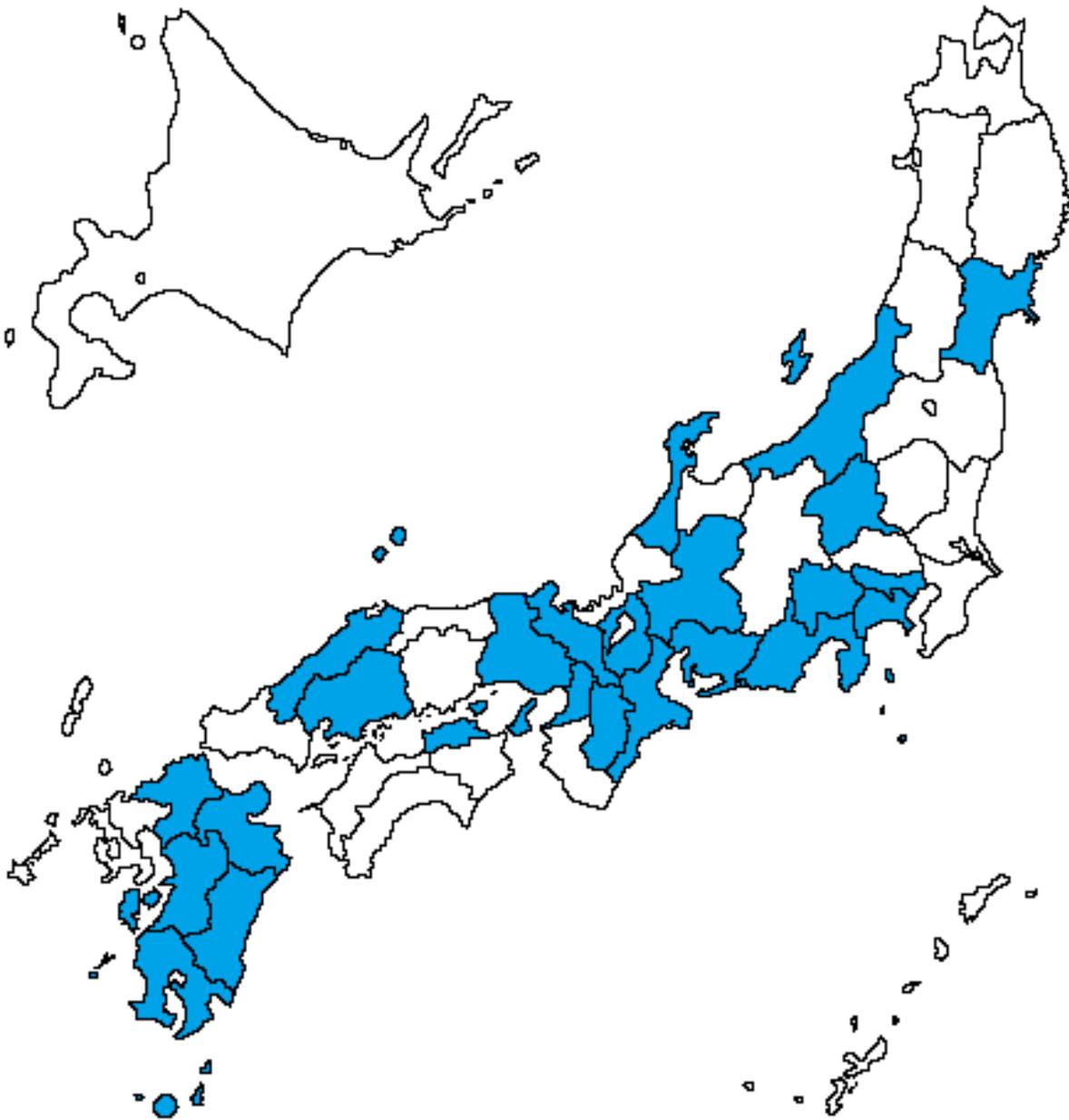
2. 包括外部監査報告書に複数の資格を記載している者は、表で先に記載する資格の人数に含めている。

なお、2015年度に弁護士が包括外部監査人に就任した地方公共団体は次のとおりである。

①東京都八王子市	②神奈川県	③新潟県新潟市	④岐阜県岐阜市	⑤大阪府	
⑥大阪府堺市	⑦大阪府高槻市	⑧岡山県岡山市	⑨徳島県	⑩高知県	⑪長崎県

(注) 1. 日弁連調べによる。

行政連携のお品書きマップ（2016年10月1日現在）



○お品書き又はそれに類するものが完成している弁護士会・・・・・・・・・・24弁護士会
東京・第二東京・神奈川県・群馬・静岡県・山梨県・新潟県・大阪・京都・兵庫県・奈良・
愛知県・三重・岐阜県・金沢・広島・島根県・福岡県・大分県・熊本県・鹿児島県・宮崎県・
仙台・香川県

第二東京弁護士会の 自治体向けサービス一覧

自治体と共に 時代の先端を切り拓く

 第二東京弁護士会
Daini Tokyo Bar Association



 第二東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階 TEL.03-3581-2255(代)
<http://www.niben.jp>

2016年3月 第2版発行 2016.3.2000

第二東京弁護士会の 自治体向けサービス

第二東京弁護士会は、 「魁の二弁」と言われている 弁護士会です。

自由闊達な気風を誇りとして、進取の精神を発揮し、社会の新しい動きを積極的に取り入れ、多くの分野で意欲的に活動しております。

このたび、自治体との連携活動の分野に積極的に取り組むこととし、その推進の一助となり得るパンフレット「自治体向けサービス一覧」を作成いたしました。

自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う団体です。地方分権が進む中で、その権限は拡大し、責任、役割は大きくなっていきます。

パンフレットでは、自治体へご提供できるサービス内容を当会の委員会単位でまとめさせていただきました。是非ともご活用いただき、それぞれの自治体における住民の皆様への行政サービスの更なる向上のためにお役立てください。

近時の自治体における高度化・多様化する法的課題に対応するためには、法律の専門家である弁護士を活用することが有効です。第二東京弁護士会は、自治体とともに時代の先端を切り拓くべく、これまでの枠にとらわれず、新たな自治体と弁護士の連携の形をご提案します。

1 法律相談受託

一般的な相談から各種専門分野まで様々な分野について、住民や職員を対象とした法律相談を行います。

2 委員・講師派遣

各種委員会等の委員として豊富な法律実務経験を有する弁護士を推薦します。
職員や住民を対象とした講座、研修などの講師として、様々な法分野について最新の法令、判例に精通する弁護士を派遣・紹介します。

3 福祉分野の支援

自治体事務の多くを占める子ども、高齢者、精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者、女性、貧困者等に対する福祉の実施にあたり、自治体の権限行使等が適切になるよう法的アドバイスを行います。また、現場が抱える困難ケースやトラブルを一緒に解決します。

4 条例制定支援

自治体が独自の政策に基づいて制定する条例について、憲法・法令との適合性のチェックなどの制定支援を行う弁護士を紹介いたします。

5 債権管理支援

民事訴訟・執行手続による私債権・非強制徴収公債権の回収だけでなく、適法・適切な債権管理方法の助言を含めた支援を行う弁護士の紹介を行います。

6 各種法的サービス

地方分権に伴う基礎自治体への各種権限の移行、番号法、改正行政不服審査法など前例のない最先端の分野について精通する弁護士を紹介するほか、自治体が直面する様々な課題について法的支援を行います。

7 弁護士任用支援

自治体の法務能力向上のために、弁護士を任期付職員や非常勤職員として任用するための各種支援を行います。

お申込み方法について

ご相談・ご依頼の詳しいお申込み方法は、[29ページ](#)をご覧ください。

自治体連携全般

- 弁護士業務センター行政連携センター一部会
- 自治体法務研究会

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

債権管理
支援

自治体と連携して、 時代に合わせた、あらゆる法的サポートを。

近時の自治体における多様な法的ニーズに対応するためには、法律の専門家である弁護士を活用することが有効です。弁護士は、訴訟リスクを考慮した上で、総合的・多面的視点から迅速・的確に対応することができます。

第二東京弁護士会には、自治体法務に精通した弁護士が多数所属しており、これまでとの枠にとらわれない新たな自治体と弁護士の連携の形をご提案します。

自治体内弁護士任用支援

自治体内弁護士を任用するにあたっての各種支援を行います。

弁護士は外部から自治体法務をサポートするだけでなく、自治体に勤務する職員として内部から法務能力の向上に貢献することもできます。

東京都内の自治体をはじめ被災自治体など多くの自治体において、任期付職員等として採用された二井出身の弁護士が活躍しており、高い評価を受けています。

第二東京弁護士会は、自治体内弁護士の任用支援をするため、継続して毎年1年自治体内弁護士による座談会を行っています。また、自治体職員も参加している自治体法務研究会での勉強会・情報交換、採用自治体の募集情報の広報などを通じて、自治体内弁護士の任用を積極的にサポートしています。

立法対応支援(番号法、行政不服審査法、空き家対策、民法改正等の対応)

最新の立法に対応するための研修講師や支援弁護士を紹介します。

近年、番号法制定、行政不服審査法改正など自治体運営に大きな影響を与える法律の制定・改正が相次いでおり、さらに都市部における空き家対策も重要な課題となっています。これらの対応には高度な法務能力が求められます。また、民法も自治体法務に密接に関連する法律であるところ、その大改正が予定されています。こうした最新立法への対応支援をするため、各種立法に関与した経験を有する弁護士や改正内容を研究している弁護士を紹介します。

サービス一覧

- 例規整備支援
- 自治体内弁護士任用支援
- 立法対応支援
(番号法、行政不服審査法、民法改正等の対応)
- 各種委員の推薦、紹介
- 債権管理支援

例規整備支援

条例等の例規整備を支援する弁護士を紹介します。

地方分権時代において、自治体の政策法務は重要性を増しているところ、自治体独自の政策に基づき制定される条例については、前例に捉われず、憲法・法令との適合性や、解釈・適用の場面における具体的な問題点についても検討する必要がある場合があります。このような条例等の例規整備にあたっては、憲法、行政法、民事法、刑事法などの各法分野に通じた弁護士が支援することが有用です。

こうした各種例規整備の支援をするため、行政機関等で立法に関与した経験を有する弁護士や条例制定支援に関わっている弁護士をはじめとする各分野に精通した弁護士を紹介します。

各種委員の推薦、紹介

各種委員の候補者として弁護士の推薦・紹介を行います。

監査委員、固定資産評価審査委員会、建築審査会、個人情報保護審査会等において、法律実務家である弁護士が、有識者の委員として多く関わっています。さらに、近時の行政不服審査法改正、番号法制定やいじめ防止対策基本法等の制定により、各種委員会における弁護士委員のニーズが増加しています。

そこで、各種委員の候補者として各分野において豊富な法律実務経験を有する弁護士の推薦・紹介を行います。

債権管理支援

債権管理の支援を行う弁護士を紹介します。

自治体の債権は法令に則り適法かつ適正に管理されなければなりません。近年、多くの自治体において債権管理条例が制定されています。また、強制徴収ができない自治体の債権であっても、訴訟・強制執行による回収が必要となる場合もあります。その回収にあたっては、滞納者の生活や負債の状況を把握し、滞納者の生活再建等にも配慮して、福祉的な観点も含めた適切な処理を行う必要があります。そこで、自治体における適法・適正な債権の管理・回収を支援するため、自治体の債権管理研修の講師や債権回収を受任した経験を有する弁護士を紹介します。

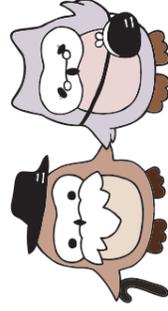
高齢者・障がい者支援 総合支援センター「ゆとり〜な」



すべての方に、 地域の一員としての豊かな暮らしを届けたい。

高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会では、高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり〜な」を運営し、財産管理などを通じて、高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、精神障がい者、知的障がい者及び身体障がい者の方も普通に暮らし、地域の一員として生きることができるよう、支援しています。

現在、当委員会では、精神障害者の入院及び処遇の適否に関する審査の審査委員の派遣、介護保険審査会の審査委員の派遣、虐待専門対応事業の専門ケア会議の助言者の派遣、区民向け講習・座談会への講師派遣、都立の精神科系病院での法律相談の実施、市民後見人・社会福祉協議会の法人後見の指導・助言・支援、成年後見の首長申立の後見人候補者の紹介、成年後見の申立代理人の紹介などを通じて、行政や福祉関係者の方々と連携して、高齢者・障がい者の方の権利擁護の実現を図っています。



サービス一覧

- 福祉施設等の指導検査などに対する指導・助言
- 精神保健福祉等専門的対人保健サービスなどに対する指導・助言
- 高齢者虐待などのケース会議における指導・助言
- 講習会等の講師の派遣
- 後見人等候補者の紹介
- 知的障がい者、身体障がい者等の虐待などのケース会議における指導・助言
- 社会福祉法人の評議員などの紹介

高齢者・障がい者 総合支援センター「ゆとり〜な」

講習会等の講師の派遣

都、区、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの職員並びに区民向けの成年後見制度、遺言・相続、財産管理制度などについての講習会・座談会などに講師等として、各分野に精通した弁護士を派遣することもできます。

法律相談員の派遣

区民などに対する高齢者・障がい者に関する専門法律相談、ご自宅等への出張相談に精通弁護士を紹介することもできます。地域包括支援センターなどの専門法律相談に精通弁護士を派遣・紹介することもできます。

後見人等候補者の紹介

高齢者、障がい者の方の市区町村長による後見等申立に際し、後見人等候補者となる後見業務に精通した弁護士を紹介することもできます。また、市民後見人養成講座の講師、同講座受講生の選定、市民後見人の支援などに、精通弁護士を派遣することもできます。

精神保健福祉等専門的 対人保健サービスなどに 対する指導・助言

精神保健福祉等の専門的対人保健サービスなどに対する指導・助言などに精通弁護士を派遣することもできます。

福祉施設等の指導検査などに 対する指導・助言

福祉施設等の指導検査などに対する指導・助言などに精通弁護士を派遣することもできます。社会福祉法人の評議員などに弁護士を紹介できます。

障害者相談支援事業所における利用者・職員向けの 法律相談・講習会・座談会などへの弁護士派遣

- 障害者相談支援事業所における利用者、そのご家族および職員および職員向けの法律相談・講習会・座談会などへの、精通弁護士の派遣。
- 障がい者虐待などのケース会議、支援方針決定会議、日常生活自立支援事業審査会などへの精通弁護士派遣。
- 成年後見制度、遺言・相続、財産管理制度などについて、区職員等・区民向けの講習会・座談会などの講師等としての精通弁護士派遣。
- 障がい者の方の市区町村長による後見等申立に際する、後見人等候補者となる精通弁護士の紹介。
- 区民などに対する、障がい者に関する専門法律相談への相談員派遣。ご自宅等での出張相談。

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

福祉分野の
支援

人権問題のエキスパートが、公平・公正な行政の実現をお手伝いします。

人権擁護委員会は、人権侵害の有無を調査し警告・勧告・要望等の措置を行う人権救済事件の処理を通して、すべての人の人権が護られた公平・公正な社会の実現に取り組んでいます。また、外国人・民族的マイノリティ、報道・情報、死刑、精神医療・高度先端医療、受動喫煙防止など各種の人権問題に関する部会を設置し、調査研究を行っています。

シンポジウム等の講師、法律相談員の派遣

自治体主催のシンポジウムや法律相談に、各種人権問題に精通した弁護士を派遣することができます。

- 外国人・民族的マイノリティに関する人権問題 (例：外国人からの生活相談、ヘイトスピーチなどの人権侵害)
- 報道・情報に関する人権問題 (例：報道被害、メディアと知る権利、表現の自由に関する諸問題)
- 死刑廃止に関する問題 (例：死刑と冤罪、死刑廃止をめぐる世界の趨勢)
- 精神医療・高度先端医療に関する人権問題 (例：脳死・臓器移植問題)
- 受動喫煙防止に関する人権問題 (例：職場における受動喫煙対策)

人権啓発活動への講師派遣

自治体主催する人権啓発活動に、各種人権問題に精通した講師を派遣することができます。

外部委員等候補者の紹介

自治体が各種委員会・評議会を設置する場合に、人権問題に精通した弁護士を外部委員候補者として紹介します。
また、人権擁護問題に関する助言を行うアドバイザー等を紹介します。

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

債権管理
支援

福祉分野の
支援

環境公害関連機関への委員推薦、協議会への委員、講師の派遣等を行っています。

環境保全委員会では、生物多様性、都市交通、エネルギー問題、原子力損害に関する賠償、食と環境、環境紛争制度等、各種環境・公害問題について、専門部会を設けて検討、政策提言を行うとともに、市民向けには、「環境110番」を実施し、環境相談に対応しております。この経験をもとに、騒音、振動、悪臭、タバコ煙害等の問題を網羅した「住環境トラブル解決実務マニュアル」を東京弁護士会・第一東京弁護士会と共同で出版しました。また、弁護士会内において、環境マネジメントシステムであるKESの運営を担当し、弁護士会での紙の使用削減、冷暖房の使用削減に取り組んでおります。

法律相談担当者・講習会等講師の派遣

区民からの、環境公害、あるいは、騒音・悪臭等といった相隣関係で生じる法的紛争に対応可能な、精通弁護士を派遣・ご紹介いたします。
また、各種紛争に関与した経験や裁判実務についての区民、職員向けの講師を派遣することができます。

条例等整備支援

地方分権時代において、環境関連政策は、自治体の実情に応じた、きめ細やかな対応が求められます。一方で、憲法・法令との適合性も求められ、各種分野に精通した専門的知識も求められます。当委員会では、環境法に止まらず各種法分野に精通した総合的な見地から、各自治体においての条例等の整備を支援することができます。

各種委員の推薦

当委員会では、自治体からの要請に応じて、公害審査会、公園の管理等その他、自治体の環境公害関連機関への委員を派遣しています。

消費者問題対策委員会

- 高齢者・法律相談、電子情報、クレジット・サラ金
契約法、金融サービス、住宅、医療、公益通報



消費者行政をサポートし、 健全な消費者市民社会を実現します。

消費者問題対策委員会は、消費者の利益擁護及び増進の観点から、専門的な知識と経験を活かし、個別の消費者トラブルへの対応のみならず、関係諸法令の調査及び研究、政府機関等による法整備・社会システム構築に対する支援、さらには講演会やシンポジウムを通じた消費者教育等、さまざまな取り組みを行っています。

現在の消費者問題は、高齢化社会の急激な進行や高度情報化システムの発展により、深刻化・大規模化する傾向にあり、また被害者層も高齢者や若年者・青少年にまで広く及ぶことから、紛争の予防に向けられた一層の取り組みが求められています。当委員会は、行政諸団体との連携を通じて専門的知識を提供し、消費者被害の生まれにくい社会システムの構築に貢献します。

サービス一覧

- 消費者行政施策に対する助言・指導
- 研修及び消費者教育・企業教育のための講師派遣
- 公益通報・内部通報制度におけるヘルプライン窓口
担当弁護士の紹介・派遣
- 消費者問題の各種分野に関する法律相談員の派遣
- 福祉施設等への弁護士の派遣
- 消費者施策に関する各種会議への弁護士の紹介

消費者行政に関する 法整備及び法執行に対する 助言・指導

行政による条例・規則制定又は改定、同条例等に基づく施策の執行について、関係諸法令及び消費者行政に精通し、地域社会における法整備及び法執行につき適切な助言指導が可能な弁護士を紹介いたします。

消費者教育・企業教育及び職員研修のための講師派遣

消費者被害のない健全な消費者市民社会を達成するには、区民・市民が消費者問題の実態を知り、自らの手で被害の予防を図ることがもっても重要であり、区民・市民の力をつけるための消費者教育・企業教育及び職員研修は、消費者被害の救済及び予防実務に関する知識を提供し、消費者被害の救済及び予防実務に関する知識を目的とした消費者教育を行うための訓練を受けた講師を紹介・派遣します。さらに、消費者被害の予防には、企業による健全適切な経営も不可欠です。当委員会は、予防法務の見地から、地域の企業を対象とした企業向けの消費者教育を行う講師も紹介・派遣します。

当委員会は、消費者行政を担当する職員に対する研修のため、最先端の消費者被害の救済及び予防実務に関する知識を提供し、消費者被害の救済及び予防実務に関する知識を目的とした消費者教育を行うための訓練を受けた講師を紹介・派遣します。さらに、消費者被害の予防には、企業による健全適切な経営も不可欠です。当委員会は、予防法務の見地から、地域の企業を対象とした企業向けの消費者教育を行う講師も紹介・派遣します。

公益通報・内部通報制度におけるヘルプライン窓口の担当弁護士の紹介

自治体職員からの公益通報・内部通報を受け付けるヘルプライン窓口(外部窓口)を担当する弁護士を紹介します。弁護士が中立的な立場により外部窓口を担うことによって、通報者は安心して通報を行うことができます。また、法律専門家の見地から、通報内容を適切に整理し処理することができます。

消費者問題の各種専門分野に関する法律相談員の派遣

行政機関において行われている法律相談の相談担当員、または法律相談アドバイザーとして、消費者問題に精通した弁護士を紹介・派遣します。当委員会は、7つの専門部会を擁し、建築紛争から悪徳商法、投資・金融取引被害、美容・医療被害、商品・製品事故、インターネット消費者被害など、それぞれ専門性の高い消費者トラブルに対応可能です。また、福祉従事者が直面した高齢者の消費者被害に関する法律相談などに関し、出張相談に対応できる弁護士を紹介します。

福祉施設等への弁護士の派遣

福祉施設等を利用されている地域の市民・職員のために、講習会・弁護士との座談会、法律相談に対応できる弁護士を派遣します。過去の実施例として、講習会では消費者被害や遺言などの身近なテーマを設定し、同日、座談会や法律相談も実施し、好評をいただいています。

消費者施策に関する地域協議 会等の議会への助言・指導

消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会及び消費者教育推進法に基づく消費者教育地域協議会等各種会議を通じて自治体相互間及び関係機関との連絡調整について、各専門分野に精通し助言指導が可能な弁護士を紹介します。

● 民事介入暴力被害者救済センター

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

暴力団、えせ同和、モンスター・クレーマー等の 不当な要求・クレーム対応をお手伝いします。

昨今、行政窓口での不当要求や不当クレームが増加しています。本来、正当な要求・クレームは、サービスを向上させる意義を有するものです。しかし、不当な要求・クレームは、サービスを後退させるだけではなく、ときには担当者を追い詰めています。当委員会では、民事介入暴力被害者救済センターを設置して、行政窓口から、不当な要求・クレームを排除するお手伝いをしています。

サービス一覧

- 助言・サポート・体制整備
- 研修会・講習会への講師派遣
- 法律相談員の派遣
- 不当要求に精通した弁護士への派遣
- 反社会的勢力等に対する債権等の管理・回収支援

助言・サポート・体制整備

行政対象クレーム対応のマニュアル等の整備を支援する弁護士を紹介します。

正当な要求・クレームは、行政活動に反映させなければなりません。しかし、不当な要求・クレームを行う者は、もう正当な行政サービスの利用者ではありません。反社会的勢力の一員です。彼らのクレームのやり口は、日々変容・進化しています。そこで、これらクレームの現場支援・サポートという形だけでなく、不当な要求・クレームへの対応マニュアルの整備・更新が不可欠です。第二東京弁護士会では、この分野での実績・専門性の高い弁護士を派遣・紹介しています。

研修会・講習会への講師派遣

最新・最適の対応に精通した弁護士を派遣します。

当委員会では、暴力団、えせ同和、モンスター・クレーマー等の反社会的勢力の動向とその対応について、日々調査・研究を行い、最新・最適の対応を探究しています。不当な要求・クレームへの対応について、行政機関の窓口対応を行う担当者や都民・区民向けの各種講習会、意見交換会、座談会に、実績・専門性のある弁護士を講師として派遣・紹介しています。今日を、「終わりの始まり」とする第一歩としましょう。

法律相談員の派遣

実績・専門性のある弁護士を派遣します。法律相談を受託します。

反社会的勢力や不当要求への最終的な対策は、弁護士の介入です。弁護士が介入すれば、彼らからの連絡は遮断されます。当委員会では、反社会的勢力及び不当要求に対し、警察と協力し、行政と一体となって速やかに対応します。その際、当委員会の実績・専門性のある100名を超える弁護士の中から、最適の相談員を派遣します。窓口担当者を一人にはしません。組織で対応します。これまで、第二東京弁護士会は、暴力団の事務所や、暴力団員の住居の明渡しでも実績があります。

債権管理・回収支援

反社会的勢力等に対する債権管理・回収では、実績・専門性が重要です。

最近では、反社会的勢力に便宜を与えたり、債権回収を遠慮していること自体が、「利益供与」として社会やマスコミから批判を受けるおそれがあります。暴力団等の反社会的勢力に対する債権、または、その関与のおそれがある債権について、警察と協力して、適切な管理・回収を支援します。当委員会では、この分野での専門性を持つ弁護士を派遣・紹介します。気になることがあれば、是非一度ご相談ください。

委員・講師
派遣

各種法的
サービス

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

福祉分野の
支援

市民生活に寄り添い、紛争・悩みの解決を手助けします。

第二東京弁護士会では、住民向けの一般法律相談及び専門法律相談を、デパート（百貨店）をはじめ、都内各所にある法律相談センターにおいて行っているほか、区役所等における住民向け法律相談にも弁護士を派遣します。

その他にも、顧問弁護士や各分野の精通弁護士の紹介、講演会への講師派遣を通じ、弁護士が市民にとって身近な存在となり、気軽に安心して相談できる環境づくりに励んでいます。

住民向け法律相談の実施

区役所等における住民向け法律相談に弁護士を派遣いたします。
その他にも市民のニーズにあわせて行政と協力して各種法律相談会の対応もします。

一般法律相談

四谷、池袋デパートでの法律相談を始め、他会と共同で、霞が関、新宿、蒲田での法律相談を行っています。四谷、池袋デパートでは、プロフィールをみて担当弁護士を決められる「弁護士アポ」での予約ができます。

専門法律相談

建築、消費者、医療、労働、家庭、クレサラ、外国人等の各種専門相談も対応しています。
建築相談では、弁護士と建築士が一緒に相談対応することにより、より専門性の高いアドバイスが可能となっております。

弁護士紹介

顧問弁護士やハーグ条約事件対応弁護士等、専門業務（独占禁止法、法人倒産・知的財産権・税務・行政事件・事業承継・インターネットを巡る法律相談・渉外）に精通した弁護士の紹介を行います。

講師派遣

都、区職員、や区民の方向けの各種法律研修や講演会へ、各分野に精通した弁護士の派遣を行っています。

性に基づく差別をなくし、女性・LGBTの 社会での活躍を支援します。

性に基づく差別は、社会のなかに依然として残っています。また、性の多様化について理解が深まり、性的少数者(LGBT)の権利に光があたるようになりました。自治体には、性に関連する様々な問題について、声が届いていると思われれます。
両性の平等に関する委員会は、そのような性に関する問題の解決を援助しています。

講習会等の講師を派遣します

テーマは、セクシュアルハラスメント、DV、離婚、性差別やLGBTなど性に関するものであれば、どのようなものでも構いません。
職員向けの講習会の講師を派遣することに加え、学次世代を担う子どもたちを育成し、支援するため、学校への出張授業も行います。

法律相談員を派遣します

DV、離婚、性差別、LGBTなど性に関する問題は、日々の生活に密接しており、自治体にも多数の相談が寄せられていると思います。
市民法律相談や出張相談に各種の問題に精通した弁護士を派遣・紹介いたします。

性に関する各種規程の整備を 援助します

性による差別的取扱いの禁止に関する規程やセクハラ防止規程、LGBTの権利保護に関する規程等の作成を援助します。
また、現行の規程の確認を行い、問題点を指摘するとともに、改善案をご提案いたします。

組織内の性に関する問題に 対応します

組織内で発生したセクシュアルハラスメントなどの性に関する問題に対応します。
弁護士と連携することで、早期に事実調査や適切な指導を行うことが可能となり、その後の問題の発生防止にも役立ちます。

刑事施設の
待遇改善等

刑事法制・刑事被拘禁者の 権利に関する委員会

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

債権管理
支援

福祉分野の
支援



刑事施設の待遇改善を通じて 再犯防止のための政策形成に取り組んでいます。

刑事施設の見学

ほぼ毎年1回程度、全国各地の刑事施設（拘留所・刑務所）を見学しています。2015年11月には、盛岡少年刑務所と宮城刑務所の2箇所を見学しました。見学の結果は報告書に取りまとめ、刑事施設の待遇改善に向けた意見・政策提言の基礎資料として活用しています。

刑事施設視察委員の バックアップ

都内にある4つの刑事施設（東京拘留所、府中刑務所、立川拘留所、八王子医療刑務所）には、二弁会員から推薦された弁護士が就任している委員会がありますので、弁護士委員の要望に応じて、刑事施設の見学で得られた情報や、法令資料の提供などのバックアップを担当しています。

会員向け研修会・市民集会の開催

年に1回、二弁会員向けの研修会を開催しており、2015度2月には「クレプトマニアの治療と弁護」と題して、窃盗症（クレプトマニア）と言われる常習窃盗の類型についての弁護、治療方法等について専門医を招いて講演会を開催しました。
また、2015年9月には「共謀罪と監視社会について考える」と題したパネルディスカッション形式の市民集会をジャーナリスト・元法務大臣を招いて開催しました。

刑事法制の研究と政策提言

共謀罪・盗聴法案などの各種の刑事立法や、刑事施設内の医療や再犯防止プログラムなど、各種の刑事法制や政策について、幅広く、研究と政策の提言を行っています。

自治体向けサービス

市民向けあるいは職員向けの教養講座・研修会、講演会等に講師を派遣します。

<対応可能なテーマ>

① 刑事施設の実情について

全国各地の刑事施設の見学で得られた豊富な経験をもとにして、刑事施設の実情を詳しくご説明します。

② 共謀罪・盗聴法案などの刑事立法について

問題点や、市民生活に及ぼす影響など、多様な観点からの解説を行います。

③ 罪を犯した人の社会復帰について

罪を犯して執行猶予付きの判決を受け、あるいは服役を終えて出所する人と地域社会との関わり方、生活再建・更生支援のあり方など、再び社会の一員となることを通じて再犯防止を目指す社会のあり方について、詳しくご説明します。

いじめ防止
児童虐待
少年非行

子どもの権利に関する委員会

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

債権管理
支援

福祉分野の
支援

子どもに関するエキスパート集団が、 多様なニーズにお応えします。

第二東京弁護士会には、いじめ問題、児童虐待、少年非行など、子どもの権利に関するあらゆる分野に精通した弁護士が多数所属しており、これまでも、東京都や各自治体、福祉機関に、専門員、非常勤弁護士などを派遣しています。

特に、第二東京弁護士会は、全国に先駆け取り組んできた「いじめ予防授業」や「いじめ教材」作成の助言、いじめ防止対策推進法の各組織への弁護士派遣など、いじめ防止対策について、多様な活動を行っています。

いじめ防止対策に関する活動

- 「いじめ予防授業」の講師派遣
小中学校の児童及び生徒に向けたいじめ予防授業を実施するために、弁護士を講師として派遣することができます。低学年から高学年まで各学年に応じた授業内容を作成しており、学年ごとに段階を追って行う「全校型いじめ予防授業」を行うこともできます。
- 「いじめ防止対策推進法」に基づく協議会等への弁護士派遣
いじめ防止対策推進法 22 条や 28 条に基づいて設置される組織や同法 14 条のいじめ問題対策連絡協議会のメンバーとして、いじめ等の学校問題に精通した弁護士を派遣することができます。
- 「いじめ予防 DVD」など各種教材作成の協力・助言
いじめ予防 DVD など様々な教材を作成する際、学校問題に精通した弁護士が監修を行ったり、指導・助言を行ったりすることができます。

講習会・研修会等への講師派遣

児童虐待、いじめ予防・学校問題、体罰、子育てなど子どもにかかわる問題について、各分野に精通した弁護士を派遣することができます。

講習会等の対象者は、①児童・生徒向け、市民や保護者向け、②教員、学校向け、③児童福祉機関や教育委員会などの職員向けなど、いずれにも対応が可能です。

子ども関連機関等のケース会議、関係者会議などへの弁護士派遣

子ども家庭支援センター、要保護児童対策協議会などにおけるケース会議、関係者会議などに、児童福祉分野に精通した弁護士を派遣し、ケースに即した法的問題についての助言等を行うことができます。
当委員会には、児童相談所非常勤弁護士等を経験した弁護士なども多数おり、子ども家庭支援センターやその他の子ども関連機関等に、継続的に相談を受ける弁護士を派遣することも可能です。

各種委員会・審議会等への弁護士の推薦・紹介

児童虐待、いじめ予防など子どもに関する各分野に関し、行政内に設置される委員会、審議会、協議会等のメンバー、委員に、それぞれの分野に精通した弁護士を推薦・紹介することができます。
各自治体が求めるオンブズパーソンとして目的に沿った適任者を選択し、派遣することもできます。

法律相談員の派遣

児童福祉やいじめ等に対する法律相談を希望する市民向けに、各分野に精通した弁護士を各自治体や福祉機関が実施する各種相談窓口へ派遣することが可能です。また、市民以外に、区役所の窓口や子ども家庭支援センター等の職員向けに、個別相談に応じる弁護士を紹介することもできます。
なお、当委員会では、下記の電話相談・面接相談を実施しており、この相談では、子ども本人や保護者のほか、学校関係者、児童福祉関係者などからの相談も、無料で受け付けています。

子どもの悩みごと相談

いじめ、虐待、少年事件、家族の問題などについて精通した弁護士が、子どもや保護者等の関係者から無料で相談を受けています。

電話相談：03-3581-1885（火・木・金 / 15 時～17 時 ※平成 28 年 4 月以降は 19 時まで）
面接相談：03-3581-2257（火・木・金 / 事前予約制）

情報公開・個人情報保護の各制度の 適正な運用のために法的サポートを ご提供いたします。

近年では、通信技術の発展にともなって個人情報がいかに利用されるようになっており、個人情報やプライバシー情報の適切な保護が重要になっていまいす。当委員会では、このような社会状況における情報公開制度や個人情報保護制度の適切なあり方について提言・研究活動を行っており、その一環として、2015年に「Q & A 改正個人情報保護法—パーソナルデータ保護法制の最前線—」（新日本法規出版株式会社）を出版致しました。当委員会は、情報公開や個人情報保護の分野において自治体が直面する問題に対し、正確な知識と理解、豊富な実務経験にもとづく法的サポートをご提供いたします。

サービス一覧

情報公開制度および個人情報保護制度の分野における

- 以下のサービス
- 条例等整備支援
- 自治体内弁護士任用支援
- 立法・法律改正対応支援
- 講習、セミナー等の講師紹介および派遣
- 委員の推薦、紹介

立法・法律改正対応支援 (個人情報保護法改正、マイナンバー法制定等への対応)

近年、マイナンバー法制定、個人情報保護法の改正など自治体運営に大きな影響を与える法律の制定・改正が相次いでおり、これらへの対応には高度な法務能力が求められます。こうした最新立法への対応支援をするため、立法・改正に関与した経験を有する弁護士やその内容について研究している弁護士を紹介いたします。

条例等整備支援

条例の制定においては、憲法・法令との適合性の他、解釈や具体的な適用場面における問題点についても検討する必要があります。情報公開・個人情報保護の各制度に関する条例等の例規整備にあたっては、情報公開法・個人情報保護法をよく理解し、かつ実務に通じた弁護士が支援を行うことが有用です。こうした例規整備の支援を行うため、行政機関で立法に関与した経験を有する弁護士や条例制定支援に関わっている弁護士をはじめとする情報公開制度および個人情報保護制度の各分野に精通した弁護士を紹介いたします。

講習、セミナー等の講師紹介および派遣

近年、市民の権利意識が高まりを見せているなか、マイナンバー法制定や個人情報保護法の改正が相次ぎ、一般市民の方々が情報公開・個人情報保護の各制度についてより詳しく知り、理解する機会に対するニーズも高まっています。また、情報公開・個人情報保護の各制度について自治体職員の方々に要求される理解のレベルも年々高くなってきています。当委員会では、情報公開・個人情報保護の各制度についての職員ならびに市民向け講習、セミナー等へ、各制度に精通した弁護士を講師として派遣します。

委員の推薦、紹介

現在、自治体の各種委員会、審査会、審議会等において、法律実務家である弁護士が、有識者の委員として多く関わっており、当委員会にも、情報公開・個人情報保護運営審議会等の委員として活躍する委員がいます。当委員会では、委員の候補者として、情報公開および個人情報保護分野において豊富な法律実務経験を有する弁護士の推薦・紹介を行います。

自治体内弁護士任用支援

既に多くの自治体において、任期付職員として採用された弁護士が活躍しております。当委員会では、特に、情報公開および個人情報保護の各制度に詳しく、また実務経験豊富な弁護士を任期付職員の候補者として推薦、紹介いたします。

弁護士が
間に入って
紛争解決

仲裁センター

●紛争解決機関（ADR）

各種法的
サービス

犯罪被害者
支援業務

犯罪被害者支援委員会

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

住民のかかえている紛争を、 弁護士が間に入って解決に導きます。

自治体には住民から様々な相談が持ち込まれることと思われれます。それが法的な紛争である場合、弁護士会の法律相談
を利用するほか、直ちに紛争解決機関に持ち込む方法もあります。様々な紛争解決機関がありますが、法律のプロであ
る弁護士が紛争当事者の間に入って話し合いを進め解決に導く、それが第二東京弁護士会の仲裁センターです。

法律のプロが公平な解決案を 提示します

仲裁センターは、裁判ではなく話し合いによる解
決を目指す紛争解決機関（ADR）です。
当事者双方の言い分をよく聞きながら、法律のプロ
口である弁護士が、公平かつ中立的立場から、解
決案を示すなどして、紛争解決に導きます。
裁判に比べ、スピーディに解決できる点も、特徴
の一つです。

仲裁人・あっせん人を選べます 特殊専門分野にも対応

医療事故・金融問題・労働問題・建築紛争・近隣
紛争等、住民の抱える紛争は様々です。
仲裁センターでは、専門分野に詳しい弁護士が仲
裁人・あっせん人候補者として多数登録しておりま
す。そのなかから、当事者の希望する仲裁人・あっ
せん候補者を指名することもできます。

話し合いの場所・時間の柔軟性 自治体にも出張します

裁判所の調停では場所と時間に制約があります。
第二東京弁護士会の仲裁センターは、場所や時
間について、住民の希望にあわせ柔軟に対応いた
します。夜間や休日でもOKです。
話し合いの場所は自治体でも結構です。
自治体での出張説明会にも対応いたします。

手続は簡単 非公開なので秘密は守られます

第二東京弁護士会の窓口にご連絡ください。手
続の進め方はもちろん、申立書の書き方から費用ま
で、丁寧に説明いたします。
手続は非公開で行われますので、秘密は守られます。

犯罪被害に遭われた方へ、 いち早く最適な法的サポートを。

DV やストーカー、その他各種犯罪の被害者に対し、早期に適切な法的サポートを提供することは、自治体の住民サー
ビスとして年々その需要が高まっています。犯罪被害者支援委員会には、電話相談、事件受任、研修、事例検討を通じ
て被害者支援に関する研鑽を重ねた、自治体のニーズにお応えできる弁護士が多数在籍しています。

法律相談

被害者支援に精通した弁護士が、被害者の立場に立
ち、捜査や裁判手続についての説明や、被害回復の
ために取り得る手段等に関して、法的アドバイスを
行います。区役所等での出張相談についても、ご相談
ください。

講師派遣

犯罪被害者支援業務に携わる職員等に対し、法的な
基礎知識や各種援助制度の概要、被害者と向き合う
心構え等について、弁護士が講師となって研修を行
います。講義形式、ディスカッション形式、ロールプ
レイ形式など、ご要望に応じた方法による研修が可
能です。

担当者への業務支援

一般的な研修を行うだけでなく、犯罪被害者支援に
携わる職員等に対し、具体的な個別事案について、
弁護士が状況に応じた法的アドバイスをを行うこと
によって、自治体の業務を後方から支援することが可
能です。

条例制定支援

犯罪被害者支援に関する独自の条例を定める自治
体が増えています。自治体の制定する条例について、
弁護士が各地の動向を踏まえた提案や条項整備等の
支援を行うことができます。

法教育の普及・推進に 関する委員会

委員・講師
派遣

自由で公正な社会を作ることができ、 次世代の人材の育成を目指して。

法教育とは、一般の人々に対して、法に関わる基本的な知識や考え方、さらには法の形成や、紛争解決に必要な技術等を身につけてもらう教育を指します。単なる法律の知識だけでなく、法の形成過程や基本原則・価値を知り、合意形成や紛争解決の技能、さらにはその過程に参加する態度・意欲を身に付けること、すなわち、市民に、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身につけてもらうことで、自由で公正な民主主義社会を実現する人の育成を目指すところに特徴があります。

現在、当委員会では、出前授業（デリバリー法律学習会）、裁判傍聴引率、ジュニアロースクール、ひまわりキャラバンなどを通じて、学校関係者と協力して、生徒たちに法教育を学んでもらう取り組みをしています。

出前授業 （デリバリー法律学習会）

弁護士が学校を訪れて、オリジナルの各種教材を用いて授業をします。学校側と打ち合わせながら、カスタマイズして授業を組み立てることも可能です。

裁判傍聴引率

生徒たちに弁護士会に来てもらい、弁護士が事前解説をした上で、一緒に（主に刑事）裁判を傍聴し、その後、事後解説を行います。

ジュニアロースクール

毎年夏に開催され、応募した生徒たちに対して、一日かけて法教育の授業を行います。単なる講義型の授業ではなく、弁護士たちの寸劇や、生徒同士の議論なども交えた、楽しくかつ充実した内容になっています。

ひまわりキャラバン

毎年一つの教材による授業を複数の学校で実施するという企画です。出前授業のようにカスタマイズされた授業をするのではなく、講師が用意した教材をパッケージとして実施してもらった方がよいという学校のニーズにも対応します。

出前授業教材一例

- 大統領が止まらない（立憲主義）
民主的に選ばれたはずの大統領が暴走を始め、国民の権利が侵害されていくという架空の事例を通じて、権力を暴走させないための仕組みやルールについて考えます。「立憲主義」や「三権分立」の根本にある「権力をコントロールしようとする姿勢や意識」を学ぶための絶好の教材です。
- パイオリンが壊れちゃった（民事調停）
学校内で起こりうる事故を題材に、裁判とは異なる民事調停に近い状況を経験することで、「紛争当事者が第三者に間に入ってもらう、お互いの言い分を聞きながら歩み寄る」というプロセスを体験し、一緒に問題を受け入れ、よい対人関係を気づく道徳観念も学んでいきます。
- 公正って何だろう？（配分的正義）
税金の負担割合を考えることを通じて、社会における紛争を、「公正な負担」という観点から適切に解決する方法を学んでいきます。
- うさぎの掃除当番（ルール作り）
うさぎの掃除当番という、子どもたちにとって身近な事例を通じて、社会におけるルールの役割を学ぶと共に、様々な意見や事情を持つ人々の間で、皆が納得できる公平なルールのあり方を実践的に学びます。
- ネットとの付き合い方（インターネットリテラシー）
未成年者が加害者・被害者になるケースが後を絶たないインターネット。特性を学ぶと共に、どのような事件が現実起きて、どのような法律問題が生じる可能性があるかを子どもたちに知ってもらい、その上で、インターネットの使い方を生徒に考えてもらいます。
- 消費者被害に遭わないために（消費者教育）
契約の成立、契約の拘束力などの原則を学んだ上で、例外としての消費者保護法政を学びます。日常生活において消費者問題に遭遇する危険があり、悪質なマルチ商法などに巻き込まれて自分が被害者・加害者にならない方法を勉強します。
- いじめ予防授業
日常的に起こるいじめは、時に自殺にまで至ることがあります。いじめはなぜいけないのか、いじめによってどんなことが起こるのか、実際に起こった事件を交えながら話をしていきます。被害者、加害者、傍観者それぞれに対してメッセージを送り、いじめを予防するための授業です。
- 模擬裁判授業
検察官・弁護士・裁判官役に分かれて模擬裁判を行い、尋問や証拠によって何が真実なのかを考え、自分なりの結論を出すという過程を体験することによって、刑事裁判の仕組みや理念を理解します。

雇用問題等に 関する法的支援

労働問題検討委員会

- 労働実務研究部会・労働法制部会・
社会保障部会・労働法教育部会



あらゆる人に労働・雇用に関する 法的サポートを行います。

生き生きと働くことのできる社会を作ることは、労働者だけでなく、経営者にとっても必要なことです。当委員会では、働くことに関する法律相談や、講師の派遣、福祉事業への支援等、幅広い法的サポートを提供していきます。

サービス一覧

- 自殺対策支援
- 生活困窮者自立支援
- 労働法教育のための講師派遣
- 生涯労働法教育サポート
- 経営者のための労働相談
- 外国人のための労働相談
- 社会保障に関する行政不服審査への支援

生活困窮者自立支援

「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う『支援調整会議』等に参加するほか、各自治体職員を対象とする研修会の講師の派遣や、法律相談を実施します。また、生活困窮者に対する法律相談を行い、自立に向けての法的支援を行います。

自殺対策支援

こころの悩みに深く関連する法的問題を取り除くことにより自殺の防止に役立つ取り組みを行います。当委員会では、これまでに「こころ」との法律相談」という電話相談、対面相談、出張相談の活動を行ってきました。ゲートキーパー研修や、自治体との自殺予防連絡会の出席なども行います。

労働法教育のための講師派遣

近時、ブラック企業やブラックバイトという言葉が一般化しつつあります。違法な労働条件のもとで若者が使い潰されることを防ぐには、学生の段階から労働者を守る法律の存在を意識しておくことが重要です。都内の高校生、大学生、専門学校生等を対象に講師を派遣して労働法の出前授業を行います。

生涯労働法教育サポート

社会人として働き、そして働きつづけるために有益な法的知識を伝えるために、当事者や保護者向けの研修会の講師派遣や、法律相談を行います。また、高齢者のための法律相談を実施し、高齢労働者のサポートも行います。

経営者のための労働相談

中小企業を含めた経営者のための雇用や労働法に関する法律相談を行います。個別の法律相談だけでなく、ハラスメント研修など会社における研修会の講師派遣や、就業規則に関するご相談、その他事前に法的トラブルを防止するためのアドバイスも行います。

外国人に関する労働相談

各自治体に在住する外国人に方への労働問題に関する法的サポートを行います。具体的には、外国人労働者のための法律相談だけでなく、外国人を使用する使用者への法律相談もを行います。また、雇用契約内容に対するアドバイスなど、事前に法的トラブルを防止するためのサポートを行います。

社会保障に関する行政不服審査への支援

当委員会では行政不服審査の実務運用を研究しています。異議申立や審査請求への対応について行政側からのご相談にも応じていただきます。また、ご要望いただける場合には、行政側の代理人になる弁護士も紹介します。

男女共同参画

男女共同参画推進二弁本部

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

災害対策

災害対策本部

委員・講師
派遣

条例制定
支援

各種法的
サービス

弁護士
任用支援

債権管理
支援

福祉分野の
支援

ダイバーシティや女性活躍推進に関することは 当本部にご相談ください。

平成 28 年 4 月 1 日から施行される女性活躍推進法により、各自治体も、推進計画・行動計画を策定し、協議会を設置する等の対応が必要となります。第二東京弁護士会は全国の弁護士会に先駆けて、平成 19 年に「男女共同参画基本計画」を策定し、多くの成果を上げてきた経験を活かし、自治体のお手伝いをいたします。

平常時からの災害対策をお手伝いします。

東日本大震災避難者向け 無料相談

東日本大震災により避難している方が都内にはたくさんいます。弁護士会では、災害に関連すること、原発賠償問題、その他一般的な民事についても無料で相談対応しています。自治体が主催する相談会、交流会にも必要な人数の弁護士を無料で派遣することができます。

支援情報資料の作成 (弁護士会ニュース作成)

災害直後、被災者が抱える悩みへの回答や、各種被災者支援制度を正しく紹介することが弁護士にはできます。東日本大震災でも実績のある弁護士会ニュースを住民向けにつくってみませんか。静岡市では既に作成され防災備品として備え置かれています。



法律相談

事業者等からの男女共同参画・女性活躍推進に関する法律相談に、当本部より精通した弁護士を相談員として派遣いたします。

各種委員等の推薦・紹介

男女共同参画に精通した弁護士を、当本部より、自治体の男女共同参画審議会等の委員、協議会の構成員等に推薦・紹介いたします。

条例対応支援

自治体が、ダイバーシティや男女共同参画・女性活躍推進に関する条例を制定・改正する際に、当本部より、精通した弁護士を支援のために推薦・紹介いたします。

講習会等の講師派遣

自治体が開催するダイバーシティや男女共同参画・女性活躍推進に関する職員向け、あるいは市民向けの講演、講習会、勉強会等の講師に、当本部より、精通した弁護士を派遣いたします。

災害時法律相談協力者名簿で 災害発生時も安心

弁護士会では災害時法律相談協力者名簿を整備中です。災害発生直後、被災者は災害発生後の時期に応じて種々様々な不安を抱えます。そんなときに、弁護士会は、相談を担当する弁護士の名簿をご提供します。法的な相談に限らず、よるず「相談」をお聞きする弁護士が確保できれば、多くの被災市民が安心でき、行政の負担も軽減します。

地域防災計画策定委員等 各種委員候補者の推薦

二弁には被災地の検証委員や災害関連死の認定委員に就任した経験がある弁護士がいます。この経験を引継ぎ、適切な研修を経た弁護士を自治体における地域防災計画策定委員会や、帰宅困難者対策策定委員会等の各種委員候補者として推薦します。

お申込み方法

第二東京弁護士会の自治体向けサービスのご利用をご希望の方は、下記の方法にてご連絡ください。

☎ お電話によるお申込み

右記の電話番号まで、お気軽にご連絡ください。
担当者が、丁寧にお応えします。
その際、右ページのご相談票に記載されている項目についてご質問することもございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士業務センター 自治体向けサービス窓口
(TEL) **03-3581-2259**
受付時間 午前9時15分～午後5時15分
(月曜～金曜日)

📠 FAXによるお申込み

右ページのご相談票に必要事項をご記入の上、
右記のFAX宛先へお送りください。
受け取り次第、担当者が折り返しご連絡いたします。

弁護士業務センター 自治体向けサービス窓口
(FAX) **03-3581-3844**

✉ メールによるお申込み

右記のメールアドレスまでご連絡ください。ご連絡の際は、
右ページのご相談票の項目をご参照いただき、必要事項を
ご記入ください。受け取り次第、担当者が折り返しご連絡い
たします。

弁護士業務センター 自治体向けサービス窓口
bengyou@niben.net

第二東京弁護士会 弁護士業務センター 自治体向けサービス窓口

(TEL) **03-3581-2259**

受付時間 午前9時15分～午後5時15分
(月曜～金曜日)

<http://niben.jp/>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

お問い合わせ

第二東京弁護士会 ご相談票(自治体用)
FAX **03-3581-3844**

弁護士業務センター 自治体向けサービス窓口 宛

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のために、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。上記の目的以外には、個人情報には利用いたしません。

申込日	平成	年	月	日	受付番号
自治体等(申込者)					
住所	〒				
組織名称	フリガナ				
担当部署					
担当者氏名	フリガナ				
電話	() ()				
FAX	() ()				
E-mail					

ご相談内容

※ご相談・ご依頼の概要を出来るだけ具体的に記入ください。
なお、ご希望に沿うことができない場合もございますので、予め、ご了承ください。

地方自治体と弁護士会との連携を深め、 よりよい住民福祉を実現しましょう。

従来、地方自治体と弁護士あるいは弁護士会との間には、弁護士が自治体の顧問になったり、弁護士会が自治体主催の法律相談に弁護士を派遣するなど、一定の関係はありましたが、組織的な連携が模索されたことはありませんでした。

むしろ、弁護士は行政手続に対する住民の代理人として、行政機関に対する監視を行う立場であることが強調されてきたといえます。

しかし、地方自治体も弁護士も、住民の基本的な人権を保護し、住民福祉を実現するという目的を共有しています。

また、地方自治体においては、住民の権利意識の向上に伴い、行政サービスを向上させる必要性が高まるとともに、様々な分野における法的知識の専門化に備えるべく、法的な観点からの行政手続のチェックがますます重要な課題となっております。

私たち群馬弁護士会は、こうした時代背景において、地方自治体との連携を深め、なるべく、会内で議論を深めて参りました。

そして、この度、弁護士が地方自治体の諸実務において、どのような態様で協力することができるかをとりまとめ、「お品書き」として地方自治体にお届けすることになりました。

なお、この「お品書き」による地方公共団体と弁護士会との連携の試みは、全国規模で開始されており、地方によっては画期的な成果をあげているところもあります。

群馬県内の地方自治体の職員の皆様におかれましては、この「お品書き」をご覧ください、弁護士による地方行政手続への関与について、ご検討頂ければと思います。

もちろん、この「お品書き」に記載されているものは例示にすぎません。

私たち弁護士は、今後、この「お品書き」に記載されていない、新しい形の協力が次々に実現され、地方自治体との連携がさらに深まっていくことを希望しています。

そのためには、群馬弁護士会より担当者を派遣し、「お品書き」についてご説明をさせて頂くことも含め、あらゆる形で情報提供をさせて頂きたいと考えております。

地方自治体の職員と弁護士とが手を携えて、よりよい住民福祉を実現するべく、地方自治体の皆様方のご協力を、心よりお願い申し上げます。

平成27年度 群馬弁護士会 会長 橋 爪 健

● 群馬弁護士会 行政連携のお品書き お申込書 ●

群馬弁護士会 行政連携窓口行 FAX送信先：027-234-7425

太線の枠内をご記入ください。ご相談内容の番号欄には裏面の対象分野の番号をご記入ください。ご相談内容につきましては、適宜、別紙を追加していただいてもかまいません。

本お申込書は群馬弁護士会にて保管いたします。
当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載していただきます。
上記目的以外には、個人情報を利用しません。

お 申 込 日	平 成	年	月	日	受付番号
〒					
ご住所					
組織 お名前					
代表者 お名前	フリガナ				
担当部署 お名前					
担当者 お名前	フリガナ				
お電話番号 () () () () () ()	-				
F A X () () () () () ()	-				
E-mail					
番 号					
ご相談・ご依頼の概要 (できるだけ具体的に記入ください。なお、必ずしもご希望に沿うことができないう場合もございますので、あらかじめご了承ください)					
ご 相 談 内 容					

お問い合わせ先

027-233-4804

(群馬弁護士会弁護士業務改革委員会)

行政連携のお品書き

群馬弁護士会

Gunma Bar Association

〒371-0026

群馬県前橋市大手町三丁目6番6号

TEL 027-233-4804

FAX 027-234-7425

担当部門	番号	分野	種別	具体的内容	所管委員会
全部	1	分野	法律相談	自治体が主催する各種法律相談に弁護士を派遣します。また、自治体に群馬弁護士会の法律相談所を設置することも可能です（初回相談料無料の種別あり）。なお、法の日（10月1日）を記念して実施する法律相談については、県内の弁護士過疎・偏在地域を対象に弁護士を派遣し、無料相談を行います。さらに、部門・現場レベルの職員向け法律相談担当弁護士を派遣します。電話・メールによる法律相談も可能な場合があります。	法律相談センター、法の日記念事業実行委員会
	裁判外紛争解決手続あっせん		5年以上の経験の有する弁護士があっせんとなり、裁判外での低額かつ迅速な紛争解決をあっせんします。また、住民とのトラブルの仲裁・あっせん（行政ADR）にも対応します。	紛争解決センター	
3	3	分野	弁護士推薦	自治体の審議会、委員会の委員などを推薦し、派遣します。適任者を推薦するため、弁護士会の関係委員会に意見を求める等の工夫をしています。	弁護士推薦委員会
			講師派遣	自治体職員及び市民向け研修会等に、弁護士を講師として派遣します。	各担当委員会
4	4	分野	模擬裁判	春休み及び夏休みに、法曹三者監修の下、中学生及び高校生を対象に模擬裁判を実施します。	各担当委員会
			出前授業	群馬県内の小中学校、高校、専門学校、大学等に弁護士が出張し、法教育及び人権教育に関する授業を行います。	
5	5	子ども権利・法教育	関係機関との連携	関係各機関と群馬県法教育推進協議会を結成し、法教育の実施方法等を協議します。	子ども権利委員会・法教育委員会・人権擁護委員会
			講師派遣	憲法改正、平和、安全保障、基本的人権等、憲法に関する学習会、懇談会等に弁護士を講師として派遣します。なお、規模の大小に拘わらず、無料とします。	憲法問題特別委員会
6	6	憲法問題	法律相談	ヤミ金や多重債務等の被害者の相談に応じた上、行政と連携して、生活再建を図ります（1日電話無料相談を実施しています）。	消費問題対策委員会
			出前授業	市民が憲徳商法に騙されないようにするため、学校等に出張して専門講義をします。	
7	7	消費問題	消費生活センターとの情報交換・タイアップ	消費生活センターと定期的な情報交換の場を持ち、具体的に寄せられた相談事例等を検討して、相談員に助言する弁護士を派遣します。	消費問題対策委員会
			講師派遣	消費者行政に従事する行政職員、消費生活相談員を対象とする研修、及び市民向けの消費者講座等、行政機関が実施する各種セミナー等に弁護士を講師として派遣します。	
8	8	交通事故	法律相談	市民からの交通事故相談につき、弁護士を派遣します。	日升連交通事故相談センター
			講師派遣	交通事故相談員向け研修等の講師を派遣します。	
9	9	犯罪被害者支援	法律相談	被害者支援の知識・経験を有し、また複数回の研修を受けている弁護士を対象にした精通の弁護士名簿を作成しており、犯罪被害者からの相談について、同名簿に基づいて精通弁護士による法律相談を実施します。	犯罪被害者支援センター
			犯罪被害者のサポート	犯罪被害者支援給付金支給請求のサポート、マスコミ対応、加害者への対応等、犯罪被害者の保護に関する各種対応について、弁護士を派遣します。	犯罪被害者支援センター

担当部門	番号	分野	種別	具体的内容	所管委員会
16	16	犯罪被害者支援	条例制定への協力	犯罪被害者支援条例が各地の自治体等で制定されつつあるところ、条例制定に当たり、弁護士が協力します。	犯罪被害者支援センター
			講師派遣	犯罪被害者支援に関する市民向け講座や勉強会等に、被害者支援に精通する弁護士を講師として派遣します。	
17	17	DV・女性の権利	法律相談	市民からの離婚相談につき、弁護士を派遣します。特に女性からの相談については女性弁護士を派遣します。	両性の平等委員会
			講師派遣	DVや離婚相談事例に関する相談事例を検討し、業務支援を行います。	
18	18	労働問題	講師派遣	群馬県内の大学・短大の学生向けに、ブラック企業対策セミナーを無料で実施します。	労働・社会保障問題対策委員会
			講師派遣	防犯カメラの設置等個人情報保護に関する問題について、弁護士が相談に対応します。	
19	19	個人情報保護	講師派遣	個人情報保護に関するセミナー等に、経験豊富な講師として派遣します。	各担当委員会
			講師派遣	相続や遺言に関する相談に弁護士を派遣します。	
20	20	相続・遺言	講師派遣	相続や遺言に関する相談に弁護士を派遣します。	各担当委員会
			講師派遣	中小企業向けの法務相談に弁護士を派遣します。	
21	21	中小企業対策	講師派遣	中小企業向けの講演会等に弁護士を派遣し、中小企業法務に関する講演を行います。	弁護士業務改革委員会
			講師派遣	①年4回、県内市町村において、群馬県観光物産国際協会が主催する法律相談会に弁護士を派遣します。②毎年11月頃、弁護士会主催の法律相談会を開催します。なお、いずれも無料とします。	
22	22	外国人問題	法律相談	外国人相談名簿を作成し、弁護士会に弁護士紹介依頼があった際に、弁護士を外国人に対して紹介します。	外国人の権利問題対策委員会
			講師派遣	外国人に関する問題についての講演会等に弁護士を派遣します。	
23	23	住宅問題	専門家相談	弁護士及び建築士が、評価住宅、保険付住宅、住宅リフォーム等に関する相談に応じます。	住宅紛争審査会運営委員会
			斡旋・調停・仲裁	弁護士及び建築士が、評価住宅、保険付住宅等に関する紛争の斡旋、調停及び仲裁を行います。	
24	24	その他	共同事例研究	市民からの相談に関するあらゆる問題について、経験豊富な弁護士が対応します。	弁護士業務改革委員会
			法律相談	行政各部門の要請に応じて、各分野の共同事例研究の場を設けます（部門・分野は問いません）。	
25	25	行政向けサービス一般	法律相談	行政機関の職員向けに、法律相談の相談員を派遣するほか、自治体に群馬弁護士会の法律相談所を設置することもできます。また、行政機関の職員向けに、各分野の法律講演・研修の講師を派遣します。	弁護士業務改革委員会 総合法律相談センター運営委員会
			講師派遣	条例制定立案を支援するための担当弁護士を紹介・推薦します。	
26	26	任期付公務員	講師派遣	募集条件・募集時期等の個別相談、弁護士会館を利用した説明会、会員への情報提供などの支援を行います。年1回、任期付公務員に関する自治体との意見交換会を実施しています。	弁護士推薦委員会
			任期付公務員の募集支援		

担当部門	番号	分野	種別	具体的内容	所管委員会
37	37	外部監査	外部監査受託補助者推薦	自治体の監査人（監査委員、包括外部監査人）に就任する弁護士を推薦します。公認会計士等が監査人に就任する場合には、弁護士の補助者を推薦します。	弁護士推薦委員会
			弁護士推薦	自治体の公正職務審査、内部通報、第三者調査、その他コンプライアンス確保のための弁護士を推薦し派遣します。	
38	38	民事介入暴力行政対象	講師派遣	不当要求相談員・民事介入暴力特別相談員などへ相談担当弁護士を派遣します。また、各種講演へ講師を派遣します。	弁護士業務改革委員会
			講師派遣	行政分野の特性等に応じて、各種行政対象グループに関する講師派遣を行うほか、具体的事例の相談、法的手続等の支援を行います。	
39	39	財政・債権回収	法律相談・政策提言	自治体が有する公債権及び私債権の管理・回収に関する法律相談を行うほか、政策提言、マニュアル作成等を支援します。	弁護士業務改革委員会
			その他	公金債権回収業務を受託します。また、債権管理マニュアル等の作成の支援・受託を行います。	
40	40	全分野	講師派遣	社会福祉士、民生委員、相談員等のソーシャルワーカーの方を対象にした法律実務に関する講師として弁護士を派遣します。	法律相談センター
			法律相談	多重債務問題を抱える生活保護受給者の自立を支援するため、債務整理を行う弁護士を紹介いたします。	
41	41	生活保護受給者支援	法律相談	生活困窮者自立支援法の連携のため、自治体の必要性に応じて、出張相談等の法律相談を実施します。	労働・社会保障問題対策委員会
			講師派遣	成年後見制度や高齢者障害者虐待防止法、その他高齢者障害者問題に関する講演等に、弁護士を講師として派遣します。	
42	42	高齢者、障害者	高年齢障害者虐待対応専門職チーム派遣	高年齢障害者の虐待案件に対する関連機関の対応を検討する会議等に、社会福祉士と弁護士のチーム（虐待対応専門職チーム）を派遣します。	高年齢・障害者支援センター
			市民後見養成、法人後見立ち上げ支援	成年後見制度の担い手としての市民を養成する事業に、弁護士を派遣します。	
43	43	児童虐待	法律相談	高年齢障害者問題についての法律相談に、弁護士を派遣します。	子どもの権利委員会
			業務支援	児童虐待の防止や早期発見、早期対応のため、児童相談所に弁護士を派遣します。	
44	44	災害対策	法律相談	災害時協定を締結し、県や市町村と連携して、法律相談を行います。	災害対策委員会
			講師派遣	被災地や県内避難所等に弁護士を派遣し、法律相談や説明会を行います。	
45	45	復興支援	講師派遣	復興支援のための相談会やまちづくり協議等に弁護士を派遣します。	復興支援委員会
			講師派遣		